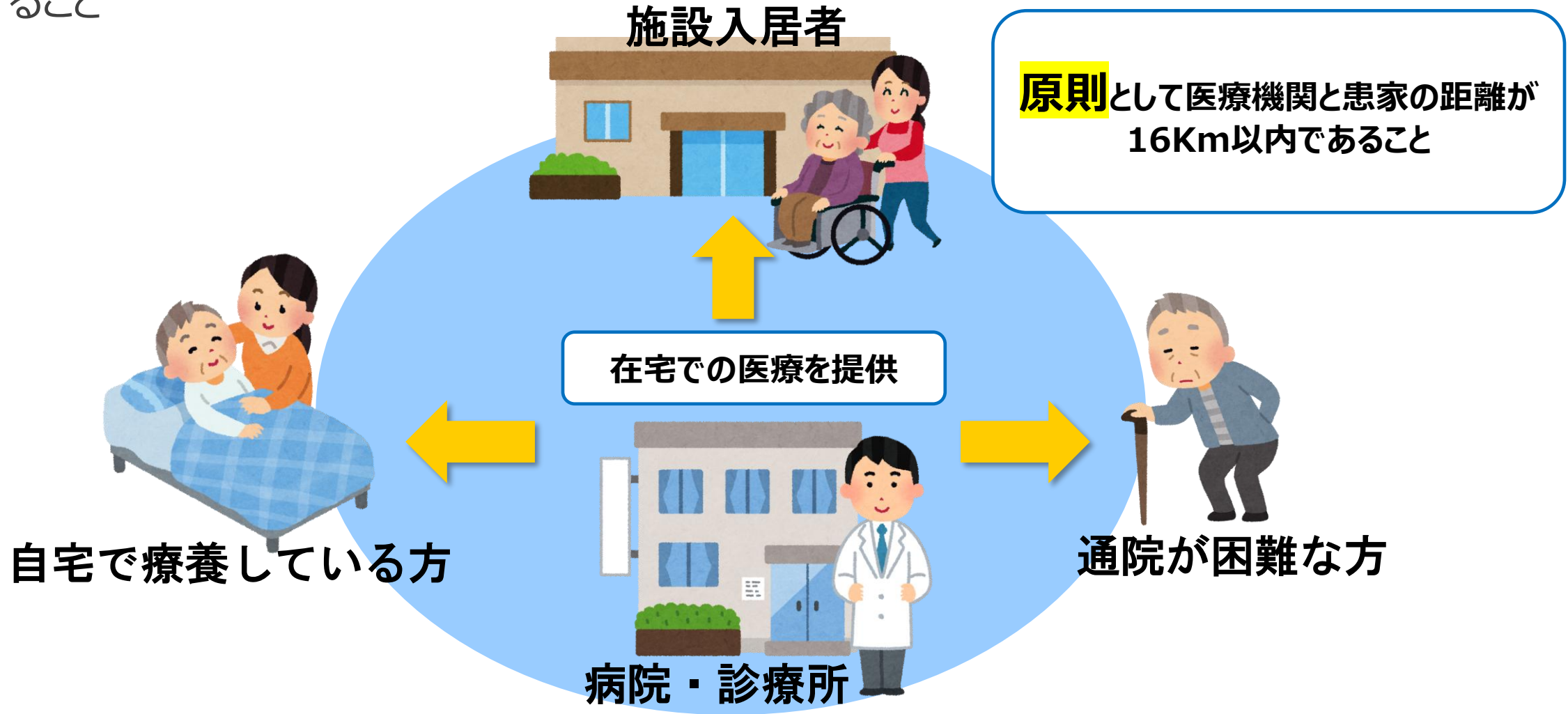


在宅診療とは？

疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者を対象に、自宅や高齢者住宅等で医療を提供すること



在宅診療の種類

往診 (720点)

患者や家族などが医療機関に診察を求め、医師がその必要性を認めて、可及的速やかに患家に赴いて診察を行うこと

- ・回数制限はなし
- ・夜間休日往診加算、深夜往診加算、緊急往診加算など、時間外に関する加算がある

訪問診療 (150～888点)

計画的な医学管理のもと、定期的に患家に赴いて診療すること

- ・原則として、週3回まで
- ・1日1回まで
- ・あらかじめ計画された診療のため、時間外に関する加算はない

医師とコメディカルがご自宅・施設に訪問します



訪問診療の基本料金

月1回の訪問診療の場合

算定項目	点数
在宅患者訪問診療料（1） 1	888
在医総管（月1回・1人）	2,505
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（機強在支診）	400
在宅医療情報連携加算（在医総管・施医総管）	100
在宅医療DX情報活用加算 1	11
外来感染対策向上加算（在宅医療）	6
外来・在宅ベースアップ評価料（1）	28
合計点数	3,938

1割

¥ 3,940

月2回の訪問診療の場合

算定項目	点数
在宅患者訪問診療料（1） 1	888
在宅患者訪問診療料（1） 1	888
在医総管（月2回・1人）	4,085
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（機強在支診）	400
在宅医療情報連携加算（在医総管・施医総管）	100
在宅医療DX情報活用加算 1	11
外来感染対策向上加算（在宅医療）	6
外来・在宅ベースアップ評価料（1）	28
外来・在宅ベースアップ評価料（1）	28
合計点数	6,434

1割

¥ 6,430

訪問診療の基本料金

月2回の訪問診療（厚労省が定める状態）の場合

特別な管理や指導が
必要な状態

算定項目	点数
在宅患者訪問診療料（1） 1	888
在宅患者訪問診療料（1） 1	888
在医総管（月2回・難病）	4,985
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（機強在支診）	400
在宅医療情報連携加算（在医総管・施医総管）	100
在宅医療DX情報活用加算 1	11
外来感染対策向上加算（在宅医療）	6
外来・在宅ベースアップ評価料（1）	28
外来・在宅ベースアップ評価料（1）	28
訪問看護指示料	300
特別訪問看護指示加算	100
合計	7,734

厚労省が定める状態とは？

- ・がん末期
- ・指定難病
- ・真皮を越える褥瘡
- ・在宅酸素療法を行っている
- ・気管カニューレを使用している
- ・ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している
- ・人工肛門又は人工膀胱を使用している
など

指示書や特指が発行される
ことが多い

1割

¥ 7,730



訪問診療の料金体制について

訪問診療の料金 = 基本料金 + 各管理料 + 薬剤料 + 材料費など

在宅患者診療・指導料

- ・往診料
- ・訪問診療料
- ・在医総管
- ・施医総管
- ・在宅医療情報連携加算
- ・在宅医療DX情報活用加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料

在宅療養指導管理料

- ・在宅酸素療法指導管理料
- ・在宅自己注射指導管理料
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理料
- ・在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料
- ・在宅麻薬等注射指導管理料

など

薬剤料

- ・点滴の薬剤料

特定保健医療材料費

- ・膀胱留置カテーテル
- ・交換用胃ろうカテーテル
- ・気管切開後留置チューブ
- ・注入ポンプ など

訪問看護とは？

医師の指示のもと、看護師や医療スタッフが訪問し、医療ケアや生活の支援を行う



医師

- ・訪問看護指示書
- ・特別訪問看護指示書 等の発行



看護師や理学療法士など



ご自宅・施設での医療ケア



訪問看護ではどんなことをしてくれる？



健康管理

- ・バイタルチェック
- ・病状の把握
- ・服薬管理

医療処置

- ・点滴
- ・カテーテル管理
- ・褥瘡の処置 など

リハビリ

- ・歩行訓練
- ・嚥下機能訓練
- ・拘縮予防 など

生活支援

- ・清潔保持
- ・入浴、排泄介助
- ・栄養相談 など

ターミナル ケア

- ・終末期のケア
- ・家族への支援

認知症 ケア

- ・生活上の工夫
- ・危険防止のアドバイス など

訪問看護の料金体制について（1割）

介護保険

- ・65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方
- ・40歳以上65歳未満で特定疾病の要支援者・要介護者



- ・利用回数の制限なし
- ・支給限度額内での利用

【要支援認定】

週1回、30分/回… ￥2,404
週2回、30分/回… ￥4,208
週1回、1時間/回… ￥3,776
週2回、1時間/回… ￥6,952

【要介護認定】

週1回、30分/回… ￥2,484
週2回、30分/回… ￥4,368
週1回、1時間/回… ￥3,892
週2回、1時間/回… ￥7,184

その他加算あり

医療保険

- ・要介護認定を受けていない方
- ・医療保険優先となる疾病に該当する方



- ・通常、1日1回週3回まで
- ・厚労省が定める疾病や特別訪問看護指示書が発行された場合は週4日以上可能

週1回… ￥1,558
週3回… ￥3,268
週7回… ￥7,080

その他加算あり

CASE1：患者Oさんの場合

【主病】
脳梗塞後遺症（右半身麻痺）

【病態】
右半身に強い四肢麻痺あり
失語症
胃ろう増設状態

【補足】
要介護 5
デイサービス週3回利用



H27.12 K総合病院 退院

往診依頼あり
月2回の訪問診療開始

比較的安定

R3.2 誤嚥性肺炎

痰・唾液の誤嚥による肺炎
今後も繰り返す可能性がある
褥瘡もでき、全体的に衰弱が進行している

R3.8 在宅酸素開始
バルーン挿入・胃ろう部開放によるドレナージ開始

R3.9 月5回の訪問診療
月2回の往診

酸素飽和度の低下たびたびみられる
微熱や胃ろう部からの逆流あり

R3.10 看取り

訪問看護師によるケア

- ・口腔ケア
- ・喀痰吸引
- ・経口摂取の試み
- ・バルーン交換
- ・褥瘡処置
- ・点滴
- ・バイタル測定
- ・医師への状態報告 etc

CASE1：患者Oさんの場合

みのりクリニック

訪問診療料 × 2
在医総管（月2回・1人）
包括的支援加算（要介護5）
訪問看護指示料 など

合計 ￥6,880（1割）

訪問看護ステーション

訪問看護介護保険
週4回の訪問看護

合計 ￥9,296

2019 年		6 月				
日	月	火	水	木	金	土
-	-	-	-	-	-	1
2	3	4	5	6	7	8
		訪問診療				
9	10	11	12	13	14	15
		18				22
		訪問診療 指示書				
23	24	25	26	27	28	29
30	-	-	-	-	-	-

¥16,176

CASE1：患者Oさんの場合

みのりクリニック

訪問診療料 × 5
 往診料 × 2
 頻回訪問加算
 在医総管（月2回難病・1人）
 在宅酸素療養指導管理料
 訪問看護指示料、特別訪問指示加算
 点滴 × 30 など

¥ 31,850（1割負担） → 上限額 ¥ 18,000

訪問看護ステーション

医療保険
 毎日、1日2回の訪問看護

¥ 19,763 → 上限額 ¥ 18,000

2021 年		9 月				
日	月	火	水	木	金	土
-	-	-	1	2	3	4
			バルーン交換 点滴			
	6	7	8	9	10	11
	訪問診療 採血		往診	往診		
	13	14	15	16	17	18
	訪問診療 指示書、特指		バルーン交換			
	20	21	22			
	訪問診療 採血					
26	27	28	29	30	-	-
	訪問診療		訪問診療			
	-	-	-	-	-	-

¥ 36,000

『在宅医療地域連携支援室』ができました！

わたしたちは患者様がその人らしく生活できる在宅医療を支えるため、地域の医療機関や訪問看護ステーション、介護事業所等との連携を大切にしてきました

この度6月より、『在宅医療地域連携支援室』を新設し、よりスムーズで安心な在宅医療の提供を目指します

地域連携支援室の業務内容

- ・在宅医療を希望している患者様の受け入れ
- ・地域の医療・介護・福祉との連携強化
- ・医療法人全体の広報活動 など

※今後、段階的に業務を拡大し、より幅広いニーズに対応できる体制を整えてまいります

地域の皆さまに寄り添い、安心して暮らせる医療体制を支えます

在宅医療に関するお悩みやご相談など、気軽にご連絡ください

TEL : 070-5512-1600

受付時間 : 月～金 9時～17時

